

〔講演記録〕

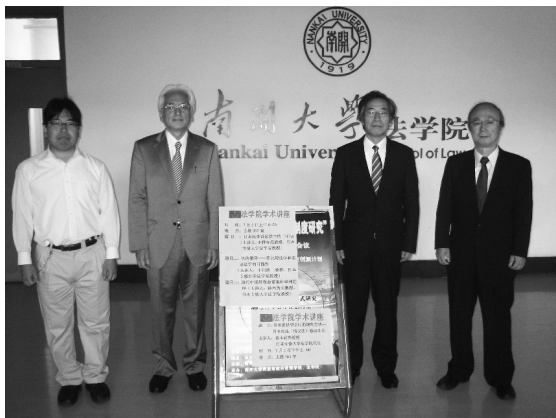
専修大学法学部と南開大学法学院との 学術交流協定協議書調印式に際して

近時の法律学分野における国際化には目覚ましいものがある。殊に私法の領域においては国際取引の活発化・拡大化に伴い条約の批准を基にした各種の個別法規が制定され、国際的な私的紛争の解決のための法整備も積極的に推進されている状況にある。こうした状況の中で、専修大学法学部は、国際学術研究交流の一環として、中華人民



共和国天津市にある南開大学法学院と学術研究交流の推進を決定し、平成 25 年 7 月 1 日の学術交流協定協議書調印のために坂本武憲法学部長（当時）を団長に小川浩三教授、鈴木秀光教授、小野寺忍教授のほか、南出誠教務部次長を派遣した。

この協定事業を前に、専修大学法学部では、両大学の法学部・法学院の研究活動の中心課題とすべき研究事業のテーマを《東アジアにおける「法の循環」》に措定して、そのアウトラインを説明し学術研究交流協定後の共同研究の具体的な方法等を含めた協議をすることを決定しており、可能な限り早い機会に共同研究に取りかかることができる計画を立てることも南開大学法学院訪問の最大の目的としていた。



《東アジアにおける「法の循環」》は、本学社会知性開発研究センターに設置された法の循環研究センターの最大テーマで、「法の循環」という視角から、（日本・中国・韓国・台湾を地域的基盤とした）東アジアの法をフィールドにして、「法の循環」の歴史的、構造的分析を行い、その上に立って法学交流および比較

法研究の新たなモデルを探索するものである。ここに用いている「法の循環」という視角は、第1に東アジア法をめぐる交流を継受や移植という一方的関係にとどめることなく相互作用の過程として捉えること、第2に東アジアの各国法が受容した法をその固有の論理によって展開し、この固有の論理が当該法システムの内在的な諸制度間の連関によって規定されると捉えること、さらに第3に固有の論理が法システム外部の政治や文化といった他の社会システムとの相互関係によっても規定されると捉えること、を含意するもので、「法の循環」の視角から東アジア法研究と比較法学の構築をすることを研究の目的とする。

南開大学への派遣期間は、本学の講義実施期間の平成25年6月29日(土)から7月3日(水)までという非常に緊密な日程であったが、南開大学法学院の左海聰法学院長をはじめとする諸先生方の友好的な協力のもと、滞在中のすべての予定プログラムを実施することができ、平成25年7月1日(月)、無事に両大学法学部・法学院間の学術交流協定協議書を交換することができた。

南開大学法学院滞在中に、両大学法学部・法学院間の学術交流協定協議書調印式の後に記念講演が行われたほか、大学院生、法学院生を対象とする記念講義が行われた。

記念講演	役務提供型契約の規定方法 ——日本の民法(債権法)改正における動向——	坂本 武憲
記念講義	法の循環 ——新しい比較法学と東アジア法の可能性——	小川 浩三
記念講義	清代中期における軽度命盗案件の裁判手続 ——「詳結」を中心として——	鈴木 秀光
記念講義	日本民事訴訟法における三審制の課題 ——法の循環の視点から——	小野寺 忍

以下に掲載したのは、これらの講演・講義の記録である。通訳は、南開大学法学院の楊広平 副教授、劉濤 専任講師が担当した。なお、掲載した写真は、南出誠教務部次長の協力によるものである。

(文責：小野寺 忍)